

安協真駒内自動車学園教習受講規約

第1（趣 旨）

安協真駒内自動車学園（以下「学園」という。）は、運転免許取得に関する学科教習及び技能教習（以下「教習」という。）並びに技能検定に関し、次のとおり規約を定めます。

第2（教習の基本）

教習の受講及び技能検定の受検に際しては、学園の技能検定員、教習指導員及びその他職員（以下「指導員等」という。）の指示及び指導に従っていただきます。

第3（入校手続及び納入金等）

- 1 入校時に入校申込書等所定の用紙に必要事項を記入していただきます。
- 2 教習料金は、原則として入校日までに全額を納入していただきます。
- 3 追加教習、延長教習及び補習教習に係る料金（以下「補習料金等」という。）並びに第5の2のキャンセル料金が発生した場合は、原則として卒業時に納入していただきます。

第4（教習の履修期限）

大型特殊自動車、牽引自動車及び限定解除の教習は3か月以内に、その他の教習は9か月以内に履修するものとします。

第5（教習のキャンセル）

- 1 教習予約をキャンセルする場合は、当該教習前日（前日が休校日の場合は、直近営業日）の午後6時までに学園に連絡するものとします。
- 2 教習時間に遅刻した場合、教習を無断キャンセルした場合及び前項の連絡がない場合は、所定のキャンセル料金をいただきます。

第6（教習料金の返金等）

- 1 入学金は、いかなる場合も返金いたしません。
- 2 中途退校時における返金の取扱い、次のとおりとします。
 - ① 教習期限内に他の指定自動車教習所に転校する場合は、未履修分の教習料金を返金いたします。
 - ② 無免許運転等運転免許の欠格事由に該当する違反で検挙された場合、教習が第二段階に進んでいる場合（転校を除く。）又は第9条の禁止行為により退校した場合は、返金いたしません。
 - ③ 第一段階を受講中に退校する場合（転校を除く。）は、教習期限までに退校の申し出があった場合に限り、第二段階の教習料金を返金いたします。
 - ④ 中途退校時には事務手数料として中途解約料をいただきます。

第7（証明書の交付保留）

教習料金、補習料金等、キャンセル料金その他の料金に未納がある場合は、当該料金が納付されるまでの間、卒業証明書、技能検定合格証明書等各証明書の交付を保留します。

第8（遵守事項）

次の事由に該当することとなった場合は、遅滞なくその事実を申告していただきます。

- 1 運転免許の拒否、保留、取消又は停止の処分を受けることとなる違反又は事故を起こしたとき
- 2 統合失調症、てんかん、失神、低血糖症、そう病、うつ病、睡眠障害、薬物又はアルコール依存症、心臓病、脳血管障害を発症したとき又は「入校時確認票」において「はい」に該当することとなったとき

第9（禁止行為）

次に掲げる行為は厳禁とします。なお、悪質な場合は退校していただきます。

- 1 指導員等の指示及び指導に従わない行為
- 2 指導員等に不当な要求をする行為
- 3 他の教習生の教習又は検定の妨げとなる行為
- 4 故意に教習車、教材、備品等を破損する行為
- 5 20歳未満による喫煙又は飲酒
- 6 法令若しくは公序良俗に反する行為
- 7 その他学園が不適切と判断する行為

第10（受講規約の改定）

受講規約は事前の予告なく改定することがあります。なお改定した場合は、学園が適切と判断する方法で通知するものとし、それ以降の教習受講をもって改定後の受講規約に同意したものとみなします。

第11（個人情報の取扱）

- 1 入学申込書等に記載した住所、氏名、生年月日及び顔写真画像等個人を識別することができる情報（以下「個人情報」という。）は、次の目的で利用します。
 - ① 教習、検定、講習の実施等学園業務の遂行
 - ② 卒業後の継続指導及び各種サービス等の案内
- 2 次の場合を除き、同意を得ないで個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ① 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得るのが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要であって、同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき
 - ⑤ 個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合等第三者に該当しない場合
- 3 本人の個人情報は、いつでも開示（確認）請求することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがあります。

 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合
 - ② 学園業務の適正な実施に著しい障害を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反する場合
- 4 個人情報の内容が事実と異なる場合は、本人確認の上、訂正、追加、削除等（以下、「訂正等」という。）を行います。
- 5 本人の個人情報は、いつでも利用停止又は消去の申出をすることができます。

なお、同申出があった時点において教習中の場合は、以後の教習が困難となりますので退校していただきます。

以 上